

# 国立大学法人岡山大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人岡山大学役員給与規則に基づき、各役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当の額を増額、又は減額することができることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

特になし

理事

特になし

理事(非常勤)

特になし

監事

特になし

監事(非常勤)

特になし

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	19,004	13,620	4,975	408 (調整手当)	4月1日		
A理事	14,644	10,056	3,673	301 (調整手当)	4月1日		
				49 (通勤手当)			
				564 (単身赴任手当)			
B理事	14,031	10,056	3,673	301 (調整手当)	4月1日		
C理事	6,245	4,190	1,930	125 (調整手当)	11月1日		
D理事	14,138	10,056	3,673	301 (調整手当)	4月1日		
				106 (通勤手当)			
E理事	14,031	10,056	3,673	301 (調整手当)	4月1日		
F理事	13,690	9,360	3,485	280 (調整手当)			◇
				564 (単身赴任手当)			
G監事	9,960	7,800	1,902	234 (調整手当)	4月1日		*※
				24 (通勤手当)			
H監事 (非常勤)	2,208	2,208			4月1日		

注1:「調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを、「\*※」は退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後国立大学法人の役員となった者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

学長のリーダーシップの下、教育・研究組織及び事務組織等の定員を一元管理し、組織の改革・改善等を推進することにより効率的運営と省力化を図るとともに、中期計画における総人件費を踏まえた人件費削減目標にも対応しつつ、人件費の削減及び抑制に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度を参考とし、他の国立大学法人の給与水準や社会一般の情勢を考慮して決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、「国立大学法人岡山大学職員勤務評価実施規程」に基づいて行われる勤務評価の結果及び「国立大学法人岡山大学教員活動評価実施規程」に基づいて行われる給与査定の結果を反映させる。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	「国立大学法人岡山大学職員勤務評価実施規程」に基づいて行われる勤務評価の結果及び「国立大学法人岡山大学教員活動評価実施規程」に基づいて行われる給与査定の結果を反映させて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
昇給	「国立大学法人岡山大学職員勤務評価実施規程」に基づいて行われる勤務評価の結果及び「国立大学法人岡山大学教員活動評価実施規程」に基づいて行われる給与査定の結果を適切に反映させ決定する。また、昇給の区分は5段階(A～E)であり、区分Aで8号俸、区分Bで6号俸、区分C(標準)で4号俸、区分Dで2号俸、区分Eで0号俸昇給させることができる。(特定職員についてはそれぞれ8, 6, 3, 2及び0号俸)
昇格・降格	昇格については、勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、または職員が昇任した場合、上位の級に昇格させることができる。降格は、職員が降任した場合には、下位の級に降格させることができる。

#### ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において昇給した職員その他当該職員と権衡上必要がある職員の号俸を1号俸上位の号俸とした。
- ・手術部及び集中治療病棟に勤務する看護職員等の俸給の調整額を新設、増額した。
- ・一部の研究科長、学部長等の管理職手当の月額を増額した。
- ・保育所園長に対する園長手当を新設した。
- ・医員、医員(レジデント)及び医員(研修医)の日給額、時間給額を増額した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	2945	43.3	6,599	4,936	57	1,663
事務・技術	484	42.9	5,506	4,148	83	1,358
教育職種 (大学教員)	1,136	48.7	8,395	6,226	53	2,169
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	612	35.2	4,689	3,560	35	1,129
教育職種 (附属高校教員)	15	42.5	7,259	5,485	92	1,774
教育職種 (附属義務教育学校教員)	45	40.7	6,660	5,057	81	1,603
医療職種 (病院医療技術職員)	196	38.7	4,838	3,668	73	1,170
その他医療職種 (医療技術職員)	2					
その他医療職種 (看護師)	2					
技能・労務職種	3	44.5	5,044	3,838	59	1,206
在外職員	該当者なし					
任期付職員	208	37.4	3,915	3,000	75	915
事務・技術	135	36.6	2,983	2,293	84	690
教育職種 (大学教員)	73	39.1	5,637	4,304	58	1,333
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	該当者なし					
再任用職員	6	67.2	7,184	5,296	33	1,888
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	5	67.3	8,133	5,983	35	2,150
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	78	40.5	3,400	2,813	68	587
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	57	45.7	3,276	2,472	91	804
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	21	26.6	3,736	3,736	4	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の教育職種(附属高校教員)は教育学部附属特別支援学校教員を示す。

注3:常勤職員の教育職種(附属義務教育学校教員)には教育学部附属幼稚園教員を含む。

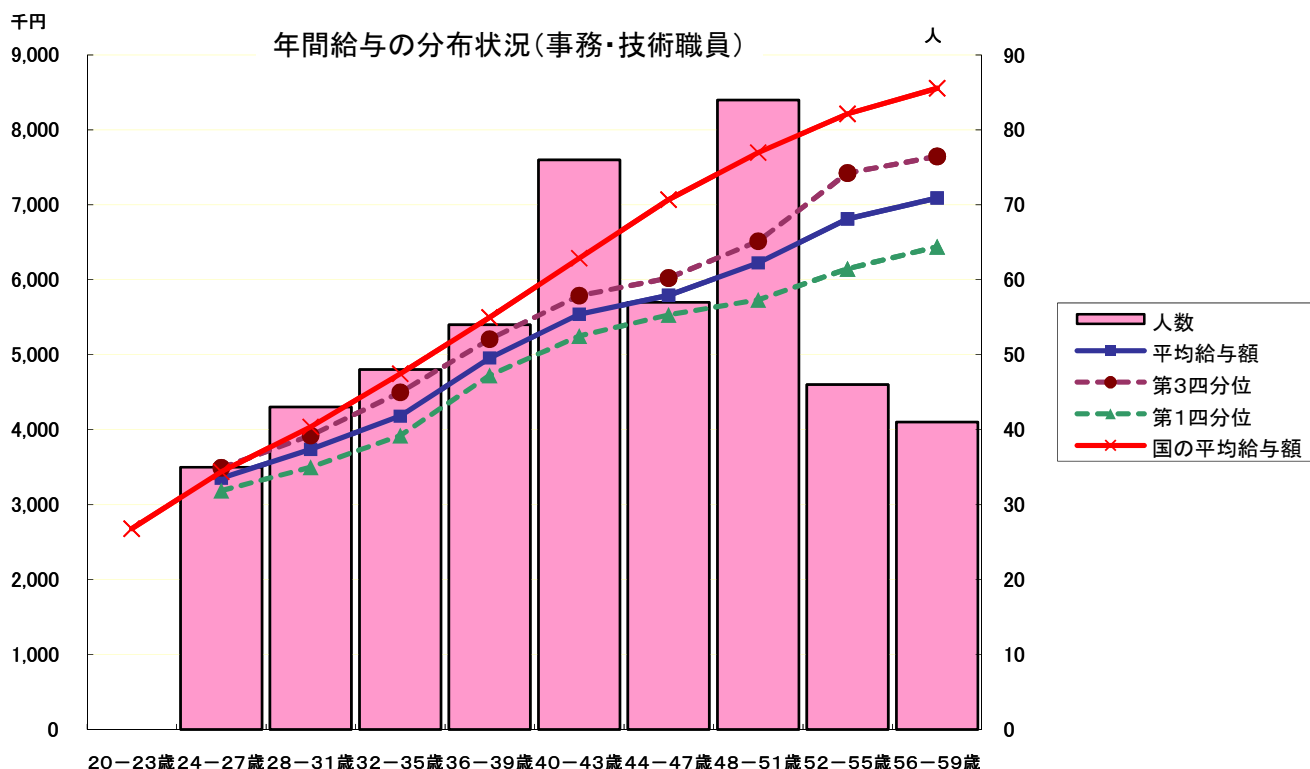
注4:常勤職員のその他医療職種、再任用職員の事務・技術については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

#### [年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	36.0	7,713	7,713	0	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	36.0	7,713	7,713	0	0
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注:常勤職員、在外職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	9	56.4	8,201	9,224	9,980		
課長	32	52.9	7,389	7,626	7,998		
総括主査	48	52.1	6,238	6,448	6,651		
主査	206	46.0	5,473	5,744	6,081		
主任	92	40.4	4,496	4,893	5,435		
事務職員	97	29.4	3,305	3,656	3,917		

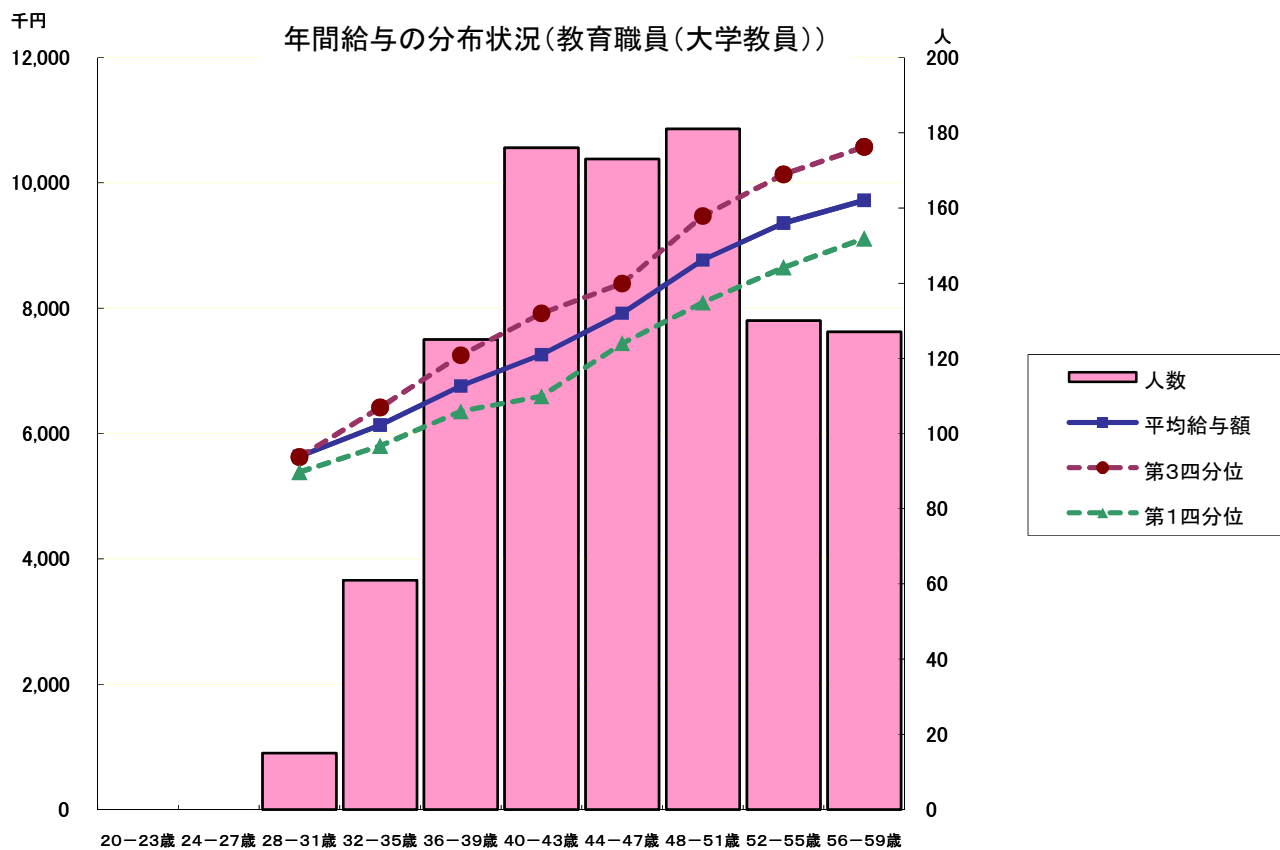
注1:課長には課長相当職である事務長, 室長を含む。

注2:本法人には課長補佐が置かれていないため, 原則として課長補佐を掲げるところ, 代わりに総括主査を代表的な職位として掲げ, それには同相当職種である技術専門員を含む。

注3:本法人には係長が置かれていないため, 原則として係長を掲げるところ, 代わりに主査を代表的な職位として掲げ, それには同相当職種である技術専門職員を含む。

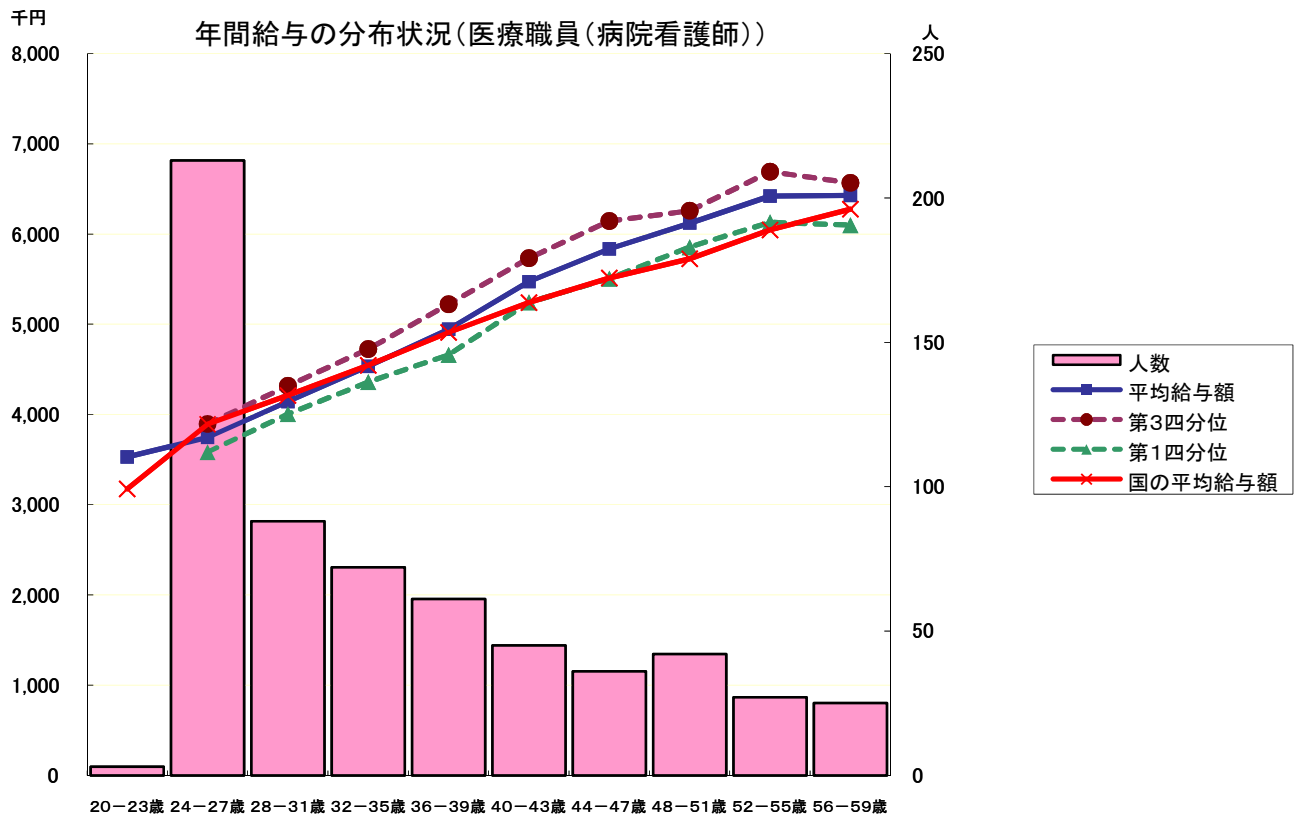
注4:主任には主任相当職である主任専門職員を含む。

注5:本法人には係員が置かれていないため, 原則として係員を掲げるところ, 代わりに事務職員を代表的な職位として掲げ, それには同相当職である技術職員, 図書職員及び専門職員を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	433	55.8	9,375	9,971	10,528
准教授	334	46.7	7,658	8,030	8,495
講師	79	45.6	7,446	7,799	8,206
助教	281	41.2	6,149	6,441	6,776
助手	9	48.9	4,773	5,656	6,388



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1						
副看護部長	4	54.3			7,105		
看護師長	33	49.5	6,223		6,436	6,668	
副看護師長	90	46.4	5,485		5,836	6,281	
看護師	484	32.0	3,748		4,284	4,641	

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員	事務職員	主任, 主査	主査	課長, 事務長 室長, 総括主査
人員 (割合)	484 人	19 ( 3.9%) 人	78 ( 16.1%) 人	274 ( 56.6%) 人	57 (11.8%) 人	28 ( 5.8%) 人
年齢 (最高～最低)		30～24 歳	41～26 歳	59～33 歳	59～46 歳	59～39 歳
所定内給与 年額 (最高～最低)		3,605～2,213 千円	3,725～2,367 千円	5,154～2,582 千円	5,237～4,159 千円	6,183～4,504 千円
年間給与額 (最高～最低)		4,461～2,978 千円	4,879～3,152 千円	6,742～3,411 千円	6,986～5,627 千円	7,998～6,165 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長, 室長 事務長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		21 ( 4.3%) 人	7 ( 1.4%) 人	0 ( 0%) 人	0 ( 0%) 人	0 ( 0%) 人
年齢 (最高～最低)		59～42 歳	59～51 歳	— 歳	— 歳	— 歳
所定内給与 年額 (最高～最低)		6,574～5,549 千円	8,212～6,077 千円	— 千円	— 千円	— 千円
年間給与額 (最高～最低)		8,818～7,359 千円	10,997～8,201 千円	— 千円	— 千円	— 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,136 人	5 ( 0.4%) 人	285 ( 25.1%) 人	79 ( 7.0%) 人	334 ( 29.4%) 人	433 (38.1%) 人
年齢 (最高～最低)		52～35 歳	64～29 歳	60～30 歳	64～30 歳	64～39 歳
所定内給与 年額 (最高～最低)		4,147～3,529 千円	5,761～3,968 千円	6,646～4,184 千円	7,101～4,051 千円	9,063～5,354 千円
年間給与額 (最高～最低)		5,559～4,713 千円	7,459～5,312 千円	8,927～5,605 千円	9,433～5,384 千円	12,459～7,391 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	612 人	0 ( 0%) 人	485 ( 79.2%) 人	89 ( 14.5%) 人	33 ( 5.4%) 人	4 ( 0.7%) 人	1 ( 0.2%) 人	0 ( 0%) 人
年齢 (最高～最低)		— 歳	59～23 歳	59～33 歳	59～39 歳	59～51 歳	— 歳	— 歳
所定内給与 年額 (最高～最低)		— 千円	4,869～2,442 千円	5,268～3,487 千円	5,340～4,187 千円	5,712～4,769 千円	— 千円	— 千円
年間給与額 (最高～最低)		— 千円	6,499～3,227 千円	7,014～4,606 千円	7,197～5,731 千円	7,573～6,535 千円	— 千円	— 千円

注:6級における該当者が1人のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 64.9	% 63.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 38.1	% 35.1	% 36.6
	最高～最低	% 49.3～32.7	% 45.9～30.3	% 47.5～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.2	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.5	% 32.8	% 34.1
	最高～最低	% 39.4～31.2	% 36.6～29.4	% 37.9～30.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.7	% 65.3	% 64.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.3	% 34.7	% 35.9
	最高～最低	% 48.8～33.2	% 45.4～30.7	% 47.1～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.7	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 33.3	% 34.5
	最高～最低	% 43.5～32.3	% 40.8～29.9	% 42.1～31.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.1	% 63.1	% 62.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.9	% 36.9	% 37.4
	最高～最低	% 45.2～34.5	% 41.8～31.9	% 43.4～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.1	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.5	% 32.9	% 34.1
	最高～最低	% 43.5～31.7	% 40.7～29.7	% 42.1～31.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

85.4
97.8

対他の国立大学法人等

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.0
------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

100.6
100.5

対他の国立大学法人等

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	85.4	
	参考	地域勘案	92.0
		学歴勘案	84.7
		地域・学歴勘案	91.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 33.6% (国からの財政支出額 20,735百万円, 支出予算の総額 61,707百万円: 平成23年度予算)		
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は33.6%であり、また、対国家公務員指数も100未満であることから適切な水準を維持していると思われる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)		
講ずる措置	今後も国家公務員の給与水準を参考にした上で、適切な給与水準の維持に努めたい。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	100.6
	参考	地域勘案 100.3 学歴勘案 98.5 地域・学歴勘案 102.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>平成23年国家公務員給与等実態調査によると、「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」中、医療職俸給表(三)の最終学歴が大学卒3.6%、短大卒85.2%、高校卒11.1%であるのに対し、本学は大学卒55.4%、短大卒44.6%、高校卒0%と、国に比べて大学卒の者の割合が多いこと、「適用俸給表別、級別(最終学歴別)人員」中、医療職俸給表(三)の1級人員(准看護師)の割合が12.1%であるのに対し、本学は0%であり、級別の人員分布が大きく異なることが主な要因であると考えられる。</p> <p><b>【主務大臣の検証結果】</b>                      学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
給与水準の適切性の検証	<p><b>【国からの財政支出について】</b>                      支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 33.6%                      (国からの財政支出額 20,735百万円、支出予算の総額 61,707百万円：平成23年度予算)</p> <p><b>【検証結果】</b>                      国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は33.6%であること、学歴差を是正した対国家公務員指数が100未滿であることから適切な水準を維持していると思われる。</p>	
	<p><b>【累積欠損額について】</b>                      累積欠損額0円(平成22年度決算)</p>	
講ずる措置	今後も国家公務員の給与水準を参考にした上で、適切な給与水準の維持に努めたい。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	18,595,082	18,568,488	26,594	(0.1)	26,594	(0.1)
退職手当支給額 (B)	1,912,479	1,848,615	63,864	(3.5)	63,864	(3.5)
非常勤役職員等給与 (C)	7,251,408	6,469,061	782,347	(12.1)	782,347	(12.1)
福利厚生費 (D)	3,320,733	3,082,849	237,884	(7.7)	237,884	(7.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	31,079,702	29,969,013	1,110,689	(3.7)	1,110,689	(3.7)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

① 給与、報酬等支給総額については、職員数は減少したものの、定期昇給、昇格等による自然増加分により、対前年比0.1%増となった。

最広義人件費については、三朝医療センターの業務縮小による退職者増に伴う退職手当支給額の増加、病院の有期雇用職員(助教、医療職員)の増員と看護助手を請負契約から直接雇用したこと等に伴う非常勤役職員等給与の増加及び社会保険料率の引上げ等に伴う福利厚生費の増加が要因となり対前年比3.7%増となった。

② i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

#### 【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	21,195,306	20,302,065	19,990,556	19,674,870	18,906,184	18,568,488	18,595,082
人件費削減率 (%)		△4.2	△5.7	△7.2	△10.8	△12.4	△12.3
人件費削減率(補正值) (%)		△4.2	△6.4	△7.9	△9.1	△9.2	△8.8

注1:人件費削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注3:(上記)平成23年度の人件費削減率(補正值)では▲8.8%という数値であるが、人勤部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、▲9.1%という数値となる。

#### IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下のとおり給与減額措置を講ずることとした。

役員

平成24年6月から実施

職員

平成24年6月から実施